

国産木材を活用した大阪市東淀川区役所庁舎整備業務 質問に対する回答

(令和5年6月16日)

番号	質問	回答
1	共同企業体として参加する場合、参加資格審査資料のうち、(3)登記簿謄本等、(5)賃借対照表等、(9)(10)納税証明書は共同企業体の代表社及び構成員毎。 (6)印鑑証明書、(7)使用印鑑届は、共同企業体の代表社のものを提出すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	参加資格審査資料(3)登記簿謄本等は、個人事業主の場合は本籍地の市区町村で交付される身分証明書を、これに相当するものと考えてよろしいでしょうか。	個人事業主の場合は住民票の写し等を、登記簿謄本又は登記事項全部証明書に相当する書類として提出してください。
3	下記図面(PDF+CAD)をご提供いただくことは可能でしょうか。 ・平面図、断面図、展開図、矩計図等 ・現況の仕上表(天井・壁についての下地状況のわかる資料) ・消防関連の設備図 ・スイッチコンセント、照明等の位置が分かる図面	説明会で配布しました平面図資料については、PDF、CAD形式で提供可能です。希望者は、「件名」に「【平面図資料提供申込】(事業者名)」と明記し、メールで申し出てください。 (送信先)tm0001@city.osaka.lg.jp ※提供データは、応募手続き終了後、廃棄してください。 なお、確認できる範囲になりますが、その他の図面については契約締結後にPDF形式で提供します(東淀川区役所庁舎は1974(昭和49)年度建築のため、該当する図面についてCADデータは持ち合わせておりません)。
4	防火規制について、担当署はどちらでしょうか。	建築基準法にかかる防火規制について不明な点がある場合は、計画調整局 建築指導部 建築確認課(06-6208-9291)までお問い合わせください。
5	躯体への家具の取り付けは耐力に影響のでない範囲で行うことは可能でしょうか。	パーティションなどではない通常の壁の場合、基本的にビスやケミカルアンカーなどを使用いただくことは可能ですが、アンカー打ちをする場合、躯体内の鉄筋を切断しないよう、鉄筋探査試験などで配筋の確認を行ったうえで実施してください。なお、鉄筋探査試験は本市の建築職員が立会します。
6	カウンターを触る際の引っ越し作業(段ボール手配や各種機器移設費)は別途という認識でよろしいでしょうか。	別途発注者側にて引っ越し作業を行います。
7	搬出入に伴う、養生の仕様及びEVの使用許可についてご教示ください。	養生につきましては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じてください。エレベーターは使用可能ですが、市民利用の妨げとならないよう配慮をお願いします。
8	搬出入場所をご教示ください。	1階北側通用口を原則とします。閉庁時間帯かつ併設している区民ホールの利用状況によっては、1階南側正面玄関からの搬出入も可とします。
9	施工時に施設の電気、水道を使用することは可能でしょうか。	可能です。
10	工事用車両の駐車スペースは何台分可能でしょうか。	契約締結後、双方協議のうえ決定いたします。なお、西側アコーディオン門扉内を1台分の駐車スペースとして想定しておりますが、区役所公用車等の出入りの際や他業者の駐車時は使用いただけない場合もありますのでご了承ください。
11	各種廃棄に付きましてマニフェストは必要でしょうか。 (必要であれば排出事業者は東淀川区役所様という認識でよろしいでしょうか。)	産業廃棄物として処理する場合は、電子マニフェストの提出が必要です。排出事業者についてもお見込みのとおりです。
12	過去10年の類似業務受託実績に関しては、今回共同企業体で参加する場合、属する主たる企業それぞれの実績でも可でしょうか。	可とします。
13	7月下旬のプレゼンテーションの際には、木材サンプルやモックアップなどの補足サンプルは持ち込みしても宜しいでしょうか。	持ち込みいただけません。募集要項「7 選定に関する事項(2)ウ」に沿った方法により、提案してください。
14	国産木材使用に関する特記事項の中に、「大阪府内産木材を利用できるかどうか、可能な範囲で考慮すること」とありますが、コストとボリュームの面で大阪府内産の使用がゼロだった場合、評価に関わりませんか。 (審査内容と配点の内容には、必ずしも府内産率が関わらないようにも見受けられるが、いかがでしょうか。)	募集要項「7(1)選定基準」により審査を行います。審査内容にかかるご質問については回答いたしかねます。
15	「国産木材を使用したことを証明する書類を提出すること」とありますが 産地証明書のほかに使用する木材がどのような流通を辿るかの仕組みを提示する必要がありますでしょうか。	必要ありません。

番号	質問	回答
16	1～3Fの平面図CADデータをいただくことは可能でしょうか？	説明会で配布しました平面図資料については、PDF、CAD形式で提供可能です。希望者は、「件名」に「【平面図資料提供申込】(事業者名)」と明記し、メールで申し出てください。 (送信先)tm0001@city.osaka.lg.jp ※提供データは、応募手続き終了後、廃棄してください。
17	独自提案は予算内での範囲が前提でしょうか？	お見込みのとおりです。
18	掲示板はマグネット貼り付けでの提案は可能でしょうか？	可能です。
19	今後リースでの運用を前提とした観葉植物等の植栽の提案は可能でしょうか？	仕様書「7 事業者の独自提案」に沿った提案内容であれば可能です。
20	待合スペースの椅子・ソファの更新は必須項目でしょうか？	仕様書「6 業務内容【共通留意点】①」に記載のとおりとなりますが、新規設置及び既存什器の活用を必須とするものではございません。「6(1)木質化空間の整備(重点整備エリア)」の要件を満たすために必要である場合のみ更新をご提案ください。
21	内装規制を教えてください。(不燃・準不燃 等)	建築基準法及び消防法における内装制限を順守し、現行法規に抵触しない提案・整備としてください。
22	階段踊り場の壁面はコンクリート壁でしょうか。壁固定は可能でしょうか。	壁面はモルタル塗りです。壁固定とする際に、基本的にビスやケミカルアンカーなどを使用いただくことは可能ですが、アンカー打ちをする場合、躯体内の鉄筋を切断しないよう、鉄筋探査試験などで配筋の確認を行ったうえを実施してください。なお、鉄筋探査試験は本市の建築職員が立会します。
23	吊りサインは、既存の吊り金具を流用しても良いでしょうか。	問題ありません。
24	再度現地確認をさせていただきます。採寸や撮影を行いたいです。	必要であれば、募集要項8(2)の問い合わせ先までご連絡ください。
25	撤去する什器はすべて廃棄でしょうか？廃棄費用も予算に含まれますか？	産業廃棄物としての処理を想定しております。また、既存製品解体撤去費用も森林環境譲与税を活用した事業予算として見込んでいるため、提案に含めてください。なお、産業廃棄物として処理する場合は、電子マニフェストの提出が必要です。
26	共通留意点:「アクリルパネル…既設品を流用する場合のみ木質化可能とする。」→流用しない場合は木質化しない意図を教えてください	アクリルパネルは寄付を受けて設置しているものであるため、新規入れ替えを不可としております。
27	執務室内の柱も整備対象となるか。	原則執務室内の整備は対象外となりますが、待合スペースの空間整備を行う上で、執務室内の柱の整備が必要となる場合のみ可とします。